

# 信用保証制度の見直しに向けた最終提言 ～中小企業・小規模事業者に寄り添う金融の実現に向けて～

平成28年11月29日  
自由民主党 政務調査会  
中小企業・小規模事業者政策調査会  
経済産業部会

## 基本認識

中小企業は、その高度な技術とサービスにより我が国のものづくりの基盤を支え、また、雇用・生活の維持という形で地域経済を支える重要な存在である。中小企業が、そのライフステージの中で様々なリスクと向き合いながら事業を継続する上で、信用保証制度はその円滑な資金繰りを可能とする要ともいべき重要な存在である。また、我が国はリーマンショックや東日本大震災といった危機において、この制度を通じて中小企業の連鎖倒産等を回避するなど、様々な困難を乗り越えてきたところ。

このように本制度の必要性そのものは異論のないところであるが、過度に信用保証に依存することは、中小企業の経営努力や金融機関による「ひと手間かけて育てる」対応を後退させ、結果として中小企業の経営改善・生産性向上が進まなくなる側面も見受けられる。

地域の金融機関が中小企業に寄り添ってその経営改善・生産性向上を支援する仕組とすることで、真に中小企業の発展を支える信用保証制度となるよう、中小企業・小規模事業者政策調査会は昨年12月に「信用保証制度の見直しに向けた提言」として、金融機関による「ひと手間かけて育てる」対応を促すべく政府に申入れを行った。政府においてその方向性も踏まえて詳細な検討が進められているところ、最終提言として以下をここに申し入れる。

## 記

1. 一般保証について、中小企業の経営改善・生産性向上を進めるため、金融機関が信用保証を利用する場合にも事業を評価した融資を行い、「ひと手間かけて育てる」支援を促す仕組とするべきである。この点、責任共有制度（金融機関がリスクの2割を負担する制度）について一定の効果が見られるところであるが、金融機関の更なる支援を引き出すためには「保証の付かない融資」の確保が鍵となるため、「保証付き融資」と「保証の付かない融資」を適切に組み合わせるリスク分担を進めること。（他方、そもそも資金調達が困難とならないよう創業期・事業規模が小さい場合・自然災害等の危機時にはくれぐれも留意すること。）

その際、金融機関・保証協会毎の「信用保証が付かない融資」とのリスク分担の状況等を「見える化」し、中小企業庁と金融庁が連携してモニタリングを行うことでその実効性を確保すること。

2. セーフティネット保証について、リーマンショックや東日本大震災の経験を踏まえ、大規模な経済危機等が生じた場合に迅速な対応を可能とすべく機能強化を図るとともに、金融機関の「ひと手間かけて育てる」対応が阻害されないよう見直すべきである。このため、

- ①大規模な経済危機等の事態に際して、適用期限を原則1年とするなど予め区切って業種に関わらず迅速に発動できるセーフティネット制度を新設すること。
- ②既存のセーフティネット保証5号(不況業種)については、本来の制度趣旨を踏まえ、金融機関の支援の下で経営改善等が促されるよう、別枠により追加資金調達を可能とする措置は継続しつつその保証割合は一律80%とすること。

3. 上記1. 2の施策の実施に当たっては、中小企業庁と金融庁が十分にモニタリングを行って中小企業の資金調達に支障を生じることがないように配慮して行うことは勿論のこと、むしろ企業のライフステージの中で構造的に信用リスクが高くなる局面では、保証メニューを手厚くして支えるべきである。このため、

- ①小規模事業者や創業期の支援拡充、きめ細かい資金ニーズへの対応を充実させるべく以下の措置を講じること。
  - ・小規模事業者向けの100%保証の限度額を1,250万円から2,000万円まで拡充すること。
  - ・創業者が手元資金なく100%保証を受けられる限度額を1,000万円から2,000万円まで拡充すること。
  - ・事業承継を控える後継者が会社の株式を取得するために必要となる資金や、経営者が事業からの円滑な撤退を決断する場合に必要な資金を信用保証の対象とすること。

- ②上記1. 2. のリスク分担等を進めていく中で、金融機関の事業性評価融資の能力が未だ十分ではなく、融資の継続が困難となるような場合もあり得ることから、こうした場合において保証協会が他の金融機関を紹介する機能を強化し、その当該機能の周知を徹底すること。

4. 金融庁は、日本銀行のマイナス金利政策が、中小企業への低金利での融資を促進する反面、金融機関の経営への影響もあり得るといった点に留意しつつ、地域における預貸率が高まっていくよう事業性評価融資の成功事例の共有等も行いながら対応を促し、金融機関が事業性評価融資の能力の底上げを図り十分な資金供給を行うよう促すこと。

5. 政府の保証協会に対するガバナンスを強化することで、全国の保証協会における経営支援等の対応レベルを底上げすべきである。このため、

- ①保証協会の役員については、能力本位の人選がなされるよう透明性の高い手続を経る等の措置が講じられているが、その実効性が十分確保されるようにすること。また、メインバンク実質不在時における保証協会の経営支援機能を強化し、財政収支の面からのみならず経営支援等を通じた地域経済への貢献等を評価すること。これらの取組により各保証協会の中小企業目線での対応を底上げしていくこと。
- ②自治体の制度融資なども活かしつつ、農業ビジネスへの進出など地域の実情に即した分野への保証が可能となる仕組の導入を今後検討していくこと。

③円滑な事業再生のため、自治体の求償権放棄条例の制定を強く要請していくなどの対応を行うこと。

6. 保証料率等について、今般の各種施策の効果を踏まえた上で、中小企業の経営改善等に繋げる観点も含めて今後検討を進めていくこと。

7. 中小企業の経営改善・再生、再チャレンジや事業承継、必要な場合には事業からの円滑な撤退を一層進めるためには信用保証制度以外の施策も併せて講じるべきである。このため、今後中小企業・小規模事業者政策調査会において更なる議論を深めていくが、まずは、

①経営者の個人保証なしでの融資を促進する「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応（事業承継時の後継者への対応を含む）を一層進めるべく、当該ガイドラインの更なる普及啓発や金融機関の情報開示を行っていくとともに、保証協会における運用の見直しを行うこと。

②中小企業がワンストップで経営支援を受けられるよう、地域の中小企業団体・よろず支援拠点・認定支援機関等が連携した体制を整備していくこと。

③その他、中小企業の経営者が、日頃からどのような点に留意して金融機関との良好な関係を構築していくべきか整理して示すことを始め必要な各種施策を講じること。

以上